

答申第26号
平成15年3月28日

青森県知事 木村 守男 殿

青森県情報公開審査会
会 長 石 田 恒 久

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成14年4月8日付け青むつ第10号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

I T E R 誘致地点サイト適地調査に係る提案書に係る不開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）は、対象となった行政文書を次に掲げる部分を除き開示することが妥当である。

文部科学省への当初提出に係るものの13枚目、14枚目及び19枚目並びに当初提出後、追加で提出したもののうち2回目の追加提出に係るものの10枚目、11枚目及び12枚目に記録されている氏名又は名字

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成14年1月28日、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により「平成13年7月27日付け青むつ第100号「ITER誘致地点サイト適地調査に係る提案書について」の添付資料一切のコピー」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「平成13年7月27日付け青むつ第100号「ITER誘致地点サイト適地調査に係る提案書について」」の中の「ITER誘致提案書」に添付した資料（以下「本件行政文書」という。）について、条例第7条第6号に該当するとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成14年2月7日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成14年3月20日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分で不開示とされた本件行政文書を開示するとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

(1) 県は国から平成13年7月5日付け13開原子第18号「ITER誘致地点に係るサイト適地調査について」の通知を受け、本件添付資料を、「ITER誘致提案書」と共に国に提出した。本件添付資料は、本県へITERが誘致されるか否かを国が決定する上での大変重要な参考資料であり、青森県民の将来を左右する重要な文書である。

(2) ITERの誘致は本県にとって、県政の諸課題の中でも特に今後未来の何世代にもわたっての環境と経済の方向を決定づけてしまう、最も影響度が高い、大変な危険と心配が伴うものであり、慎重に審議がなさるべき、最重要課題の一つである。失敗する確率が高い。

高ベータ・ガンマ放射性廃棄物を含む低レベル廃棄物の地元処分の方針やITER固有の危険性の問題、用地の無償提供・多大電力の確保・居住空間の整備等にかかる巨大な経費の支出は、一步間違えば本県の環境と経済を破綻させてしまう要素を十二分に包含している。

県民一人一人の将来に係わってその将来を左右しないではおかない大変重大な文書であるのに、主権者である県民に見せないのは条例第1条(目的)を大きく逸脱して違法である。

条例第1条(目的)には、「県民の(略)知る権利を尊重し(略)県の保有する情報の一層の公開を図り(略)県民に説明する責務が全うされ(略)、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進(略)」と明記されているが、本件による不開示では条例の目的を果たしていない。県民の県政に対する不信を増大させるばかりでなく県民の権利が尊重されていない。

(3) 本件行政文書の非公開について県は、条例第7条第6号に該当し、その理由として、「内閣府の総合科学技術会議で国内へのITER誘致及び国内候補地についての検討を行っている最中であり、開示請求のあった本件行政文書は、その検討において、議論の対象となる可能性が高く、これを公開した場合、同会議における率直な意見交換、又は意思決定の中立性を損なわれるおそれがある。」と説明している。

しかし、内閣府の総合科学技術会議において本件行政文書がその検討において議論の対象となる可能性が高いからといって、これを公開した場合に、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。」との具体的な根拠が全く示されておらずその根拠がない。県は条例第7条第6号を拡大解釈している。

(4) 本県ばかりでなく、茨城県と北海道も今回提案書を国に提出しているが、両者共に平成13年8月の時点で既に添付資料を含めて一切の情報を開示しており、一部不開示は本県のみである。この事実から考察しても、県の本件行政文書の不開示は根拠に乏しい事がうかがわれる。

(5) 国は平成13年10月18日にITER国内候補地の評価を公表し、文部科学省のITERサイト適地調査報告書では、むつ小川原開発地域を「候補地点として十分な適性を有している」と評価している。その理由に放射性廃棄物の処分や用地の無償提供のほか、高圧送電線整備で県が財政支援する点などを挙げている。国の試算によると、その地元負担分は177億円の巨額に上る。ところが提案書を提出する前に県は高圧送電線の財政負担を県民へ言及していなかった。

平成13年11月10日の報道によれば、県は県議会議員全員協議会を開いた7月下旬の段階で、高圧送電線敷設費の地元負担が150億円程度に上ると認識していた事が11月9日、明らかになった。

膨大な建設用地確保の費用よりさらに膨大なこの高圧送電線整備に関する県の財政負担の問題は、県の厳しい財政状況のもとで県民の大きな不安材料になっている。従って、本件行政文書の一切を開示することは、まさに条例第1条(目的)にある、県民の(略)知る権利が尊重される事であり、「県民の(略)知る権利を尊重し(略)県の保有する情報の一層の公開を図り(略)県民に説明する責務が全うされ(略)、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進(略)」に合致する。

(6) 条例第7条第6号で言う、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」、「不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ」及び「不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」があるかどうかの判断は、それぞれに「不当」との文言を付していることから明らかなとおり、開示することの利益と不開示とすることの利益をしんしゃくしても、なお、開示のもたらす支障が重大な場合で、不開示とすることに合理性が認められる場合に、初めて、不開示となるものである。

(7) 以上の点から平成14年2月7日付け指令第319号による、異議申立人に対する本件処分は違法であり、「本件行政文書を開示する。」との決定を求めるため、この異議申立てに及んだ次第である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が開示しない理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

1 国際熱核融合実験炉（ITER）計画の概要

国際熱核融合実験炉（ITER）計画は、1988年から、日本、米国、EU、ロシアの4極により進められてきた核融合研究のための実験炉の開発を目指す国際協力プロジェクトである。（なお、米国は1998年に撤退を表明している。）

2001年7月、工学設計活動が終了しており、また、ITER共同実施協定案の締結に向けて、現在、日本、EU、ロシア、カナダの4極で、公式政府間協議が進められている。（カナダは、2001年6月の公式政府間協議に向けての準備会合において、正式にITER計画に参加することを表明した。）

2 これまでの本県の誘致活動

平成7年10月に県が正式にITER誘致を表明し、また、同年12月には、県内の産学官が一体となった誘致推進組織である「青森県ITER誘致推進会議」が設立された。その後、今日まで、県は、県議会及び同誘致推進会議と一体となって、国、関係機関及び関係者に対し誘致要望活動を実施し、また、県民の誘致気運の醸成やITERに対する理解と協力を得るために、講演会の開催やPR活動を実施してきている。

3 最近の状況

平成13年7月に、文部科学省が、ITER誘致について公募し、誘致を希望する都道府県から提案書及び資料の提出を求めた。

本県及び茨城県、北海道が誘致を希望し、提案書を提出した。

同省は、学識経験者を協力者とする専門家会合を設置し、検討を行った結果、茨城県那珂町とともに、六ヶ所村が「ITERを我が国に誘致する場合の候補地点として、十分な適性を有していると考えられる」との評価を行った。

我が国へのITER誘致等については、現在、総合科学技術会議で議論されており、その中で、平成13年12月に、科学技術政策担当大臣と総合科学技術会議有識者議員から、「我が国がITER計画に参加することが望ましく、さらにこれを誘致することの意義があるものと判断した」との報告がなされている。総合科学技術会議としての最終判断に向けて、財源確保等について議論の整理を図る必要があるとしており、現在のところ、我が国へのITER誘致の是非等についての結論は出ていない。

県としては、今後の総合科学技術会議における国内誘致の是非についての検討や、その後のサイト候補地の選定に係る動向について、重大な関心を持って、引き続き県議会、関係市町村や青森県ITER誘致推進会議等と一体となり、むつ小川原地域への誘致実現に向けて、なお一層粘り強く取り組んでいくこととしている。

4 対象行政文書について

対象となる行政文書は、提案書の附属資料一式である。なお、「ITER誘致提案書」そのものは、既に開示している。

5 不開示の理由

本件開示請求のあった当時、内閣府の総合科学技術会議で国内へのITER誘致及び国内候補地についての検討を行っている最中であり、本件行政文書は、その検討において、議論の対象となる可能性が高く、これを公開した場合、同会議における率直な意見交換、又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると判断し、条例第7条第6号により不開示にしたものである。

本県から国へ提出した「ITER誘致提案書」は、ITER国内サイト候補地選考の基礎資料であり、本件行政文書は、言わば、本県のサイト候補地に係るセールスポイントについての情報を記載したものである。

本件開示請求時においては、ITERを日本へ誘致するかどうか、また、国内候補地点をいずれにするかといったことについては結論が出ていない状況にあり、総合科学技術会議において、結論付けがなされるまでは、本件行政文書を非公開とし、あくまで同会議での中立的な立場からの検討をいただきたいと考えたものである。

また、総合科学技術会議での検討は、県が提出した誘致提案書等を基に総合的に評価するものであると認識しており、したがって、個別の資料ごとに、ある資料は開示できて、ある資料は開示できないという性格のものではなく、当該資料全体で一つのものであるとの考え方から、同資料を全部不開示としたものである。

なお、本件行政文書には、他の候補地に勝つためのセールスポイントが書かれてあるので、ぎりぎりの段階までは他の候補地には手の内を見せたくないという思いがあったものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、条例は、原則開示の理念に立って、解釈・運用されるべきものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、平成13年7月に文部科学省がI T E R誘致について公募し、誘致を希望する都道府県から提案書及び資料の提出を求めたことに伴い、本県がI T E Rの誘致を希望し提出した「I T E R誘致提案書」の添付資料（追加提出したものを含む。）と同一の内容の文書である。

3 条例第7条第6号の該当性について

(1) 条例第7条では、同条第6号に規定する「県の機関、国の機関及び県以外の地方公共団体の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当する情報が開示請求に係る行政文書に記録されている場合を除き、実施機関は、当該行政文書を開示しなければならないと定められている。

この趣旨は、「県の有するその諸活動を県民に説明する責務」及び「公正で民主的な県政の推進」の観点からすれば、県の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議といった県の意思決定等にかかわる情報は、できる限り公にされることが望まれるが、これらの情報の中には、時期尚早な段階で公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定情報と誤認され県民の間に混乱を生じさせたり、投機等により特定の者に利益を与えたり不利益を及ぼすものがあり、これは、国の機関及び県以外の地方公共団体の機関の場合についても同様であることから、このような情報は不開示とするというものである。

(2) そこで、本件行政文書に記録されている情報について、同号の該当性を検討する。

ア 本件行政文書は、本県から国へ提出した「I T E R誘致提案書」の添付資料（追加提出したものを含む。）と同一の内容の文書であるが、当該「I T E R誘致提案書」と同一の内容の文書については既の開示されている。

また、本件行政文書に記録されている情報には、専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものが多く含まれている。

イ 実施機関は、理由説明書の中で、不開示の理由として、内閣府の総合科学技術会議で国内へのI T E R誘致及び国内候補地についての検討を行っている最中であり、本件行政文書は、その検討において議論の対象となる可能性が高く、これを公開した場合、同会議における率直な意見の交換、又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、条例第7条第6号に該当すると主張している。

ウ これについて、当審査会では、本件行政文書を公開した場合、同会議において率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるということであるが、どの文書を公開することによって、どのようなことが起こり、それによってどのように率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると考えているのかを、文書により照会した。

これに対して、実施機関からは、「ITERについては、北海道、茨城県及び本県の3道県から国へ誘致提案がなされたが、その際、本県から国へ提出した「ITER誘致提案書」は、ITER国内サイト候補地選考の基礎資料であり、本件行政文書は、言わば、本県のサイト候補地に係るセールスポイントについての情報を記載したものです。

本件開示請求時においては、ITERを日本へ誘致するかどうか、また、国内候補地点をいずれにするかといったことについては結論が出ていない状況にあり、総合科学技術会議において、結論付けがなされるまでは、本件行政文書を非公開とし、あくまで同会議での中立的な立場からの検討をいただきたいと考えたものです。」と文書により回答があった。

エ これらに加えて、当審査会では、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると考えた理由について再度口頭での説明を求めた。

これに対して、実施機関からは、ウの回答と同じ内容を説明した後、「本件行政文書には、他の候補地に勝つためのセールスポイントが書かれてあるので、ぎりぎりの段階までは他の候補地には手の内を見せたくないという思いがあった。」との説明があった。

オ また、エで説明を求めた際に当審査会が実施機関に対して、本件行政文書の中には本件処分時点において既に公表されていた資料があると認められるが、なぜそれらの資料を開示しなかったのかについての説明を求めたが、これに対しては、一部開示ができない理由として、「本件行政文書の中には、本件処分時点において既に公表されている資料がある点についてはそのとおりであるが、総合科学技術会議での検討は、県が提出した誘致提案書等を基に総合的に評価するものであると認識しており、したがって、個別の資料ごとに、ある資料は開示できて、ある資料は開示できないという性格のものではなく、当該資料全体で一つのものであるとの考え方から、同資料を不開示としたものである。」と回答している。

カ 実施機関は以上のように主張しているが、本件行政文書のうちどの文書を公開することによって、どのようなことが起こり、それによってどのように率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるのかということについて、具体的な説明はなかった。

また、実施機関は、本件行政文書には他の候補地に勝つためのセールスポイントが書かれてあるので、ぎりぎりの段階まで他の道県には手の内を見せたくなかったとも述べているが、これについても、他の道県に手の内を見られることが、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれに至ることについて、具体的な説明はなかった。

キ 以上をふまえて検討すると、実施機関は、総合科学技術会議における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる何らかの事態が発生することを懸念して、本件行政文書を不開示としたと考えられる。

確かに、本件行政文書を開示することによって、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、同会議における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれることになるといった何らかの事態が発生する可能性が皆無であったとまでは断定することはできない。

しかし、実施機関は、本件行政文書を開示することにより、同会議における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるという抽象的な危険性・可能性を述べるだけで、客観的かつ具体的な危険性・可能性については述べていない。

したがって、当審査会は、本件行政文書のすべてにわたってその記載内容を確認したが、実施機関が客観的かつ具体的な危険性・可能性について述べていない以上、本件行政文書を開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは言えず、本件行政文書に記録されている情報が条例第7条第6号に該当する情報であるとは認められない。

4 実施機関の主張しない条例第7条第3号の該当性について

(1) 本件行政文書には、実施機関の主張しない条例第7条第3号に該当する情報が記録されていると考えられるので、同号の該当性について検討する。

(2) 条例第7条では、同条第3号本文に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報が開示請求に係る行政文書に記録されている場合を除き、実施機関は、当該行政文書を開示しなければならないと定められている。

本件行政文書のうち、文部科学省への当初提出に係るものの13枚目、14枚目及び19枚目並びに当初提出後、追加で提出したもののうち2回目の追加提出に係るものの10

枚目、11枚目及び12枚目には、氏名又は名字が記録されており、当該氏名又は名字が含まれる当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

また、これらの情報は、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれにも該当しないと認められる。

5 条例第8条の該当性について

4のとおり、本件行政文書には条例第7条第3号に該当する情報が記録されているが、これらの情報のうち、氏名又は名字という特定の個人を識別することができる記述の部分を除くことにより、公にしても、当該個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるので、条例第8条の規定により、当該記述の部分を除いた部分につき開示しなければならない。

6 結論

以上のとおり、本件行政文書には、実施機関の主張しない条例第7条第3号に該当する情報が記録されているので、当該情報を除き開示すべきであり、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別 記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成14年4月8日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成14年5月7日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成14年5月28日 (第70回審査会)	・審査を行った。
平成14年6月12日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成14年6月24日 (第71回審査会)	・審査を行った。
平成14年7月17日 (第72回審査会)	・審査を行った。
平成14年8月23日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの回答書を受理した。
平成14年9月27日 (第74回審査会)	・審査を行った。
平成14年11月5日 (第75回審査会)	・審査を行った。
平成14年11月25日 (第76回審査会)	・審査を行った。
平成14年12月19日 (第77回審査会)	・実施機関からの説明聴取を行った。 ・審査を行った。
平成15年1月21日 (第78回審査会)	・審査を行った。
平成15年2月18日 (第79回審査会)	・審査を行った。
平成15年3月26日 (第80回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	役職名等	備考
安藤 清美	青森中央学院大学経営法学部専任講師	
石岡 隆司	弁護士	本件審査回避
石田 恒久	弁護士	会長
加藤 勝康	青森公立大学学長	会長職務代理者
西村 恵美子	青森県読書団体連絡協議会会長	